

周南地区衛生施設組合新斎場整備運営事業 要求水準書に関する質問回答

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目	項目	項目名	質問の内容	回答
1	要求水準書	3	第1	4	(3)			事業スケジュール	本事業のスケジュールについて事業者の提案により、供用開始の時期を変更する事(供用開始時期の前倒しなど)は不可との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
2	要求水準書	5	第1	5	(1)			適用法令等	要求水準書(案)に対する質問への回答No.2の(仮称)周南地区衛生施設組合火葬場の設置及び管理に関する条例により、提案内容に変更の必要があった場合のリスクは貴組合の負担という回答は、入札条件として有効という理解でよろしいでしょうか。	要求水準書(案)に対する質問への回答は、今回の入札において効力を有するものではありません。このことを説明させていただいたうえで、「(仮称)周南地区衛生施設組合火葬場の設置及び管理に関する条例により、提案内容に変更の必要があった場合のリスクは貴組合の負担という理解でよろしいか」という質問に対しての回答は、「ご理解のとおりです。ただし、現時点で条例による提案内容の変更は想定していません。」です。
3	要求水準書	5	第1	5	(2)			設計基準、仕様書等	火葬場の建設・維持管理マニュアル 改訂版(日本環境斎苑協会)は改訂新版が最新です。こちらが該当するとの認識で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。ご指摘を踏まえ、要求水準書修正版を公表しますので、当該修正内容をご確認ください。
4	要求水準書	5	第1	5	(2)			設計基準、仕様書等	要求水準書の延床面積3,800㎡の根拠となるモデルプランの面積表が基本計画書P28に記載されており、要求水準書の設計基準として基本計画書が入っているため、部門面積、諸室面積に1割前後の縛りが適用されるとの理解でよろしいでしょうか。	延べ面積の上限値については特に制限を想定していませんが、下限値については10%を想定しています。また、著しく面積を縮小することで機能を満足しないことは避けてください。
5	要求水準書	6	第1	6	(1)			要求水準の変更事由	将来、他の周南市内斎場(鹿野斎場、新南陽斎場)において老朽化等による建替え工事や改修工事が行われる際に、本施設利用者数の大幅な増加が見込まれる場合、要求水準の変更事由に当たるとして業務内容や費用増加の協議に応じて頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	費用の増加は無いものと想定しています。
6	要求水準書	6	第1	6	(3)	イ		事業期間終了時の要求水準	「建物(建築、建築付帯設備)」とありますが、建築付帯設備には火葬炉も含まれるという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
7	要求水準書	7	第1	7	(1)	ウ		関係市が被災した場合	「通常の火葬件数で3日間の連続火葬(16件/日×3日間)に対応できるよう、発電設備による電源供給を含め、火葬燃料の備蓄や必要物品等を常備すること」「常時備蓄燃料は7日間とし、合計10日分の燃料備蓄が可能な施設とすること」とありますが、「要求水準書(案)に対する質問への回答No.89」では「災害時における備蓄量としては、最大9基×3回転×3日＝81件での備蓄を考えています。」とされています。燃料備蓄については、災害時用81件＋常時備蓄燃料112件(16件/日×7日)＝193件分の火葬ができるように備えるとの理解で宜しいでしょうか。	燃料の備蓄量としては、ご理解のとおりです。通常使用量/日に加えて備蓄する計画としてください。災害時における備蓄量としては、最大9基×3回転/日×3日間＝81件での備蓄を考えています。なお、24時間体制での対応を求めています。また、発電設備用の燃料を灯油とする場合は、これらに加えて当該燃料の備蓄量も考慮してください。要求水準書修正版を公表しますので、当該修正内容をご確認ください。

周南地区衛生施設組合新斎場整備運営事業 要求水準書に関する質問回答

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目	項目	項目名	質問の内容	回答
8	要求水準書	7	第1	7	(1)	ウ		燃料備蓄、災害時の対応	「通常の火葬件数で3日間の連続火葬(16件/日×3日間)に対応できるよう、発電設備による電源供給を含め、火葬燃料の備蓄や必要物品等を常備すること。」とありますが、要求水準書(案)に対する質問への回答では「災害時における備蓄量としては、最大9基×3回転×3日間=81件での備蓄を考えています。」となっています。災害時における備蓄量は、要求水準書公告時に16件/日×3日間に修正されたと考えてよろしいでしょうか。ご教示願います。	要求水準書に関する質問回答No.7を参照ください。
9	要求水準書	7	第1	7	(1)	ウ		関係市が被災した場合	確認ですが、災害発生時はインフラ等の遮断された場合を想定し、3日間の連続火葬(16件/日×3日間)に対応できるよう、とありますが、1日の対応件数は最大16件との理解で宜しいでしょうか。	要求水準書に関する質問回答No.7を参照ください。
10	要求水準書	7	第1	7	(1)	ウ		常時備蓄燃料	燃料貯蔵量は、通常の火葬に対応する7日分の燃料(火葬分)+インフラ遮断時に対応する3日分の燃料(火葬分+発電機分)を貯蔵できれば良いという理解でよろしいでしょうか。	要求水準書に関する質問回答No.7を参照ください。
11	要求水準書	7	第1	7	(1)	ウ		燃料備蓄、災害時の対応	「常備備蓄燃料は7日間とし」とありますが、16件(1日あたりの最大火葬件数)×7日間=112件分を常備備蓄燃料分と考えればよろしいでしょうか。ご教示願います。	要求水準書に関する質問回答No.7を参照ください。
12	要求水準書	7	第1	7	(1)	エ		燃料備蓄、災害時の対応	非常用発電機の燃料を灯油以外を使用した場合、備蓄燃料の劣化による入れ替えも想定されますが、当該入れ替えに係る燃料費等も貴組合の負担という理解でよろしいでしょうか。この場合、当該費用は様式9-8に記載するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、同一燃料とすることで無駄が生じない計画などを期待しています。
13	要求水準書	7	第1	7	(1)	オ		燃料備蓄、災害時の対応	災害時対応の指定避難所対応に際して、想定 of 避難人数等お分かりでしたらご教示ください。	現時点での想定はありません。
14	要求水準書	7	第1	7	(1)	オ		避難機能	一時的な避難機能として施設を開放…とありますが、毛布等の備蓄はされるのでしょうか。備蓄品を保管する倉庫は必要でしょうか。ご教授願います。	前段については、あくまでも「一時的な避難」ですので、斎場での備蓄は想定しておりません。後段については、不要です。
15	要求水準書	7	第1	7	(1)	オ		避難機能	一時的な避難機能として施設を開放…とありますが、避難時に必要と思われる毛布等の備品は、貴組合が用意するものとの理解で宜しいでしょうか。	要求水準書に関する質問回答No.14をご参照ください。
16	要求水準書	7	第1	8	(2)	ウ		自販機等運営業務に要する光熱水費	「光熱水費は、事業者の負担とする。…組合は使用した分の光熱水費を事業者に請求する」とございますが、下松市母子寡婦福祉連合会が実施する売店運営業務における売店及び自販機に関する光熱水費は、貴組合の負担という理解でよろしいでしょうか。	下松市母子寡婦福祉連合会の負担を想定しています。

周南地区衛生施設組合新斎場整備運営事業 要求水準書に関する質問回答

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目	項目	項目名	質問の内容	回答
17	要求水準書	7	第1	8	(2)	エ		光熱水費	売店に要する光熱水費の使用量を計る子メーターの設置や毎月の使用量の計測は不要との理解でよいでしょうか。	要求水準書(P24)5(2)(ツ)bをご参照ください。使用量の計測は組合で行います。
18	要求水準書	7	第1	9				売店運営業務	売店専用の倉庫を設置する必要はありますか。必要な場合の面積を教示願います。	必要ありません。
19	要求水準書	7	第1	9				売店運営業務	売店では基本的に仕入れた商品の販売を行い、厨房等の調理のための設備は不要との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
20	要求水準書	7	第1	9				売店運営業務	売店運営業務によって発生するゴミ(ダンボール等の包装材など)は委託先の福祉連合会の費用負担で処分されるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
21	要求水準書	7	第1	9				売店運営業務	下松市母子寡婦福祉連合会が取り扱う売店販売品目(予定)(資料10に記載)以外のもので、利用者の利便性向上に繋がる商品の販売や取次サービスを事務室等で実施することは可能でしょうか。	協議のうえ、可とします。
22	要求水準書	7	第1	9				売店運営業務	売店でも自販機を設置することになりますが、SPCが設置する自販機との品目を調整するとの認識でよろしいでしょうか。	設置場所の調整はあると思いますが、品目の調整は想定していません。
23	要求水準書	7	第1	9				自販機の設置	自販機等運営業務として、事業者が自動販売機を設置することを可としています。売店運営業務の中で、下松市母子寡婦福祉連合会が自動販売機を設置出来ることになっています。事業者が設置しない場合に下松市母子寡婦福祉連合会で設置することが出来る等、設置者はいずれかにして頂けないでしょうか。	原案のとおりとします。
24	要求水準書	10	第2	1	(4)	イ	(イ)	敷地状況及び整備計画	「土壌については土壌汚染対策法に準拠した自主的な調査を実施し、汚染がない事を確認している」とあり、添付資料3においてダイオキシン類濃度分布図が御座いますが、土壌汚染は無く、且つダイオキシン濃度も基準値以内と考えて宜しいでしょうか。また、本整備事業において届出等行う場合は、調査資料を開示頂けると考えて宜しいでしょうか。	前段については、ご理解のとおりです。後段については、ご質問にある場合には、当該調査結果資料を選定された事業者に開示する予定です。
25	要求水準書	11	第2	1	(5)			インフラ整備	「県道366号線に本管が敷設」とございますが、「ポンプ圧送」案とした場合、敷地までの整備費は、貴組合でご負担いただけたとの理解でよろしいでしょうか。	事業者の提案により「ポンプ圧送」も可とするものですので、事業者の負担になります。
26	要求水準書	11	第2	1	(5)			インフラ整備	各種インフラの引き込み等について負担金が生じた場合は、貴組合の負担という理解でよろしいでしょうか。	提案によるものについての組合の費用負担は考えていません。
27	要求水準書	11	第2	2	(1)	イ		造成工事	解体する地下躯体のごみピット部分には、土の埋戻しはしないものとして考えてよろしいでしょうか。	既存の地下躯体はごみピット部分も解体し、埋戻しとお考えください。

周南地区衛生施設組合新斎場整備運営事業 要求水準書に関する質問回答

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目	項目	項目名	質問の内容	回答
28	要求水準書	11	第2	2	(2)	ア		既存建物等の撤去	杭と基礎の定義は、周南地区衛生施設組合新斎場整備運営事業 要求水準書(案)に対する質問への回答No.47のご回答が入札条件として有効という理解でよろしいでしょうか。	前回回答と同様に、資料5にある躯体部分(フーチング含む)を基礎としてすべて撤去を行い、その下部の杭本体を「杭」とします。
29	要求水準書	11	第2	2	(2)	ア		既存建物の撤去	解体する地下躯体図面のGL±0レベルは、TP+4mとして考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
30	要求水準書	11	第2	2	(2)	ア		既存建物の撤去	既存建物の解体範囲は、資料5 P6、P8～13の敷地現況資料の各階平面図及び断面図に赤色で着色している部分のみと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
31	要求水準書	11	第2	2	(2)	ア		既存建物の撤去	資料5 P1に記載されている杭位置以外で新設の杭と干渉した場合の費用は追加費用の対象としてよろしいでしょうか。	現時点において、資料5の情報以外に杭等の存在は確認できていません。
32	要求水準書	11	第2	2	(2)	ア		既存建物の撤去	資料5 P1に記載がある「煙突基礎」部分の地下構造物は詳細が不明です。入札各グループの前提条件を統一するため、積算対象外とし、事前調査等で新たに既存基礎等が判明した場合は追加費用の対象とさせていただきます。	現時点において、資料5の情報以外に確認できていません。ただし、事業契約後、速やかに事業者が確認を行っていただき、その結果のとりまとめに基づき設計期間中の早い段階で増減協議をさせていただきますと考えています。
33	要求水準書	11	第2	2	(2)	ア		既存建物の撤去	開示資料で想定できない土壌汚染及びダイオキシンの対策の費用については追加費用の対象と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、必要な調査については、事業契約後、速やかに事業者提案により行っていただき、その結果のとりまとめに基づき設計期間中の早い段階で増減協議をさせていただきますと考えています。
34	要求水準書	11	第2	2	(2)	ア		既存建物の撤去	地下水位が不明のため、地下水への対策が必要になった場合の費用は追加費用の対象としてよろしいでしょうか。	新たに地下水位に関する情報資料を「資料3 地質調査結果」に追加します。
35	要求水準書	11	第2	2	(2)	ア		既存建物等の撤去	確認ですが、事業区域内の既設管路等について、必要ない埋設配管は残置で宜しいでしょうか。	本事業に影響のない埋設配管については、ご理解のとおりです。
36	要求水準書	11 13	第2	2	(2) (5)	エ ウ	(イ)	敷地整備要件	既存建物等の撤去にて「敷地周囲に残置するブロックフェンスを撤去すること」また、外構計画にて「動物侵入防止柵等を設置すること」と御座いますが、現地調査時に敷地境界が見当たらず、南側並びに西側の既存フェンスは本事業計画敷地内外の判断が出来ません。御教授下さい。南側及び西側の既存フェンスが敷地内の場合は、既存利用と考えて宜しいのでしょうか。	敷地境界については、手続き中であり、現時点では確定していません。よって、フェンスについては、既存利用ではなく、確定した境界に沿った柵等の設置をお願いします。既存フェンスについては、境界内外にかかわらず、撤去してください。
37	要求水準書	12	第2	1	(5)	イ	(ウ)	緑地、植栽、排水等	敷地北側の既存緑地の散策については、周南地区衛生施設組合新斎場整備運営事業 要求水準書(案)に対する質問への回答No.53の施設利用者に限定という回答が、入札条件として有効という理解でよろしいでしょうか。	前回回答と同様に、原則、施設利用者に限定したものを想定しています。

周南地区衛生施設組合新斎場整備運営事業 要求水準書に関する質問回答

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目	項目	項目名	質問の内容	回答
38	要求水準書	12	第2	2	(5)	ア	(イ)	外構計画	「建築物の取り合い部や…造成地への建物及び調整池の位置や、…十分検討すること」と御座いますが、平成31年 新斎場整備基本計画策定等業務報告書P2項においては「敷地内に調整池は不要である」と御座いました。調整池は不要と考えて宜しいでしょうか。	関係機関と協議確認の上、ご提案願います。
39	要求水準書	13	第2	3	(1)	オ		塩害対策への配慮	…使用する材料は、塩害に配慮…とありますが、電気や機械設備等に対しても配慮するものとの理解でよろしいでしょうか。	建築仕上げも含めて全般的に配慮願います。なお、外部設置の電気、機械設備等に対しては、特に配慮願います。
40	要求水準書	16	第2	4	(2)	ア	(ウ)	b 多機能トイレ	多機能トイレには、簡易ベッドを設置…とありますが、簡易ベッドは大人用ベッドとの理解でよろしいでしょうか。サイズ等の指定はありましたらご提示願います。	大人用の簡易ベッドとお考えください。
41	要求水準書	17	第2	4	(2)	ア	(オ)	多目的室	①備品の収納スペースは運営に支障が無ければ、多目的室と別室になっても構わないでしょうか。②収納する備品には椅子(約40脚)も含まれますか。或いは椅子に関しては、多目的室に常時並べて置いておくことも可でしょうか。	①機能上、運営上に問題がないように、厳かで安らぎのある質の高い空間のご提案をお願いします。②椅子等の常設は、避けるようお願いいたします。
42	要求水準書	17	第2	4	(2)	ア	(オ)	多目的室	「簡易な葬送等にも供することが出来る仕様」とありますが、貸室(葬祭備品含む)対応のみで式(葬送)の運営は全て利用者(葬祭業者)が行うという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
43	要求水準書	17	第2	4	(2)	ア	(オ)	多目的室	休場日には多目的室の利用はないという理解で宜しいでしょうか(休場日に職員の出勤は不要との理解で宜しいでしょうか)。	休場日における多目的室の利用はありません。なお、休場日における職員の出勤については、別途協議します。
44	要求水準書	17	第2	4	(2)	ア	(オ)	多目的室	通夜での使用は想定していますか(終了後、安置室への入庫または柩の斎場からの退場はあるか)。	想定していません。
45	要求水準	18	第2	4	(2)	イ	(ウ)	制御・監視室	確認ですが、火葬炉運転は自動化されているので、炉の停止操作時のみ炉室で作業をすることになるため、監視カメラ等で炉室が見渡せれば、必ずしも制御・監視室は、火葬炉室内を見渡せる場所に配置しなくても良いと解釈していますが、如何でしょうか。また、運営の連携性向上のため、事務室の一部を制御・監視室としても良いでしょうか。	監視カメラ等の故障時の対応等を検討した上で、制御・監視室の配置をご提案ください。
46	要求水準書	18	第2	4	(2)	イ	(イ)	安置室	b 屋外から安置室…とありますが、屋外から直接安置室への出入りできる動線をお考えでしょうか。貴組合のお考えをご教授願います。	ご理解のとおりです。
47	要求水準書	18	第2	4	(2)	イ	(イ)	安置室	安置室から多目的室へ柩を移動する動線に考慮する必要はあるでしょうか。貴組合のお考えをご教授願います。	考慮してください。
48	要求水準書	18	第2	4	(3)	ア	(ア)	諸室要件	待合室の一部畳スペース確保は必須でしょうか。	着替えスペースとして必要とお考えください。

周南地区衛生施設組合新斎場整備運営事業 要求水準書に関する質問回答

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目	項目	項目名	質問の内容	回答
49	要求水準書	19	第2	4	(3)	ア	(イ)	諸室要件	待合ロビーに同時に40人程度が利用できるスペースかつ会葬者等がくつろげる空間とし、ソファ等の家具の設置が謳われていますが、20人程度のソファが必要と考えて宜しいでしょうか。	要求水準を満たすように、ご提案ください。
50	要求水準書	19	第2	4	(3)	ア		待合エリア	火葬炉と待合室の予約がセットとのことですが、待合ロビーの「待合室を利用しない会葬者」とはどのような方々を想定していますか。	身体の一部、胞衣の火葬等を想定しています。
51	要求水準書	19	第2	4	(3)	ア	(エ)	授乳室	a 乳児への授乳を行う部屋は、パーテーション等の簡易な壁で区切られたものでもよろしいでしょうか。	プライバシーの確保や利用者が安心して利用できる室としてください。
52	要求水準書	19	第2	4	(3)	ア	(エ)	授乳室	a 乳児への授乳を行う部屋…とありますが、カーテンで区切られた設えでもよろしいでしょうか。貴組合のお考えをご教授願います。	要求水準書に関する質問回答No.51をご参照ください。
53	要求水準書	19	第2	4	(3)	ア	(オ)	喫煙室	先日の要求水準書(案)に対する質問への回答No.77では、第二種施設(屋内禁煙)とありますが、屋内に設置するのでしょうか。	会葬者のプライバシーに配慮した運営ができるように、第二種施設として条件を満たす屋内もしくは屋外の喫煙スペースをご提案ください。
54	要求水準書	19	第2	4	(3)	ア	(オ)	喫煙室	質問回答No.77で屋内喫煙は不可との回答ですが、特例と考えてよいでしょうか。	要求水準書に関する質問回答No.53を参照ください。
55	要求水準書	19	第2	4	(3)	イ	(ア)	売店スペース	売店スペースは20㎡程度と御座いますが、バックヤード含めと考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
56	要求水準書	19	第2	4	(3)	イ	(ア)	売店スペース	売店スペースは、下松市母子寡婦福祉連合会が設置する自販機用のスペースを含め、20㎡程度という理解でよろしいでしょうか。また、売店スペース以外の倉庫等は不要という理解でよろしいでしょうか。	前段については、ご理解のとおりです。後段については、要求水準書に関する質問回答No.18をご参照ください。
57	要求水準書	19	第2	4	(3)	イ	(ア)	売店スペース	売店用の棚等の造作、ケース等の什器・備品の設置は、本事業の範囲外でという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
58	要求水準書	19	第2	4	(3)	イ	(ア)	売店スペース	陳列棚、冷蔵庫、レジスター等の備品は、事業者側で準備しなくて宜しいでしょうか。	事業者で準備する必要はありません。
59	要求水準書	19	第2	4	(3)	イ	(オ)	清掃員控室	清掃員控室の設置場所は、周南地区衛生施設組合新斎場整備運営事業 要求水準書(案)に対する質問への回答No.81の回答である事業者の提案に委ねるという回答が入札条件として有効という理解でよろしいでしょうか。	前回回答と同様に、事業者の提案に委ねます。
60	要求水準	20	第2	4	(4)	ア	(ア)	事務室	火葬証明の交付等を行うとありますが、現斎場の火葬証明の交付は別途とし、新斎場供用開始以降の火葬証明を交付するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。火葬証明の交付については、当日提出された火葬許可証に押印の上、返却する分のみを業務範囲とします。
61	要求水準書	20	第2	4	(4)	イ	(エ)	休憩室(職員用)	畳の設置は必須でしょうか。	着替えスペースとして必要とお考えてください。
62	要求水準書	21	第2	5	(2)	イ		配線について	エコ仕様のものとは、必ずしもエコケーブルでなく環境に配慮するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
63	要求水準書	22	第2	5	(2)	カ	(カ)	発電設備	発電設備の容量については、事業者の提案でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

周南地区衛生施設組合新斎場整備運営事業 要求水準書に関する質問回答

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目	項目	項目名	質問の内容	回答
64	要求水準書	22	第2	5	(2)	カ	(カ)	発電設備	発電設備の仕様は、火葬炉9基のタイムテーブルを考慮する必要がありますか(8基と9基では負荷が変わり発電設備の能力が異なる可能性があるため)。	考慮してください。
65	要求水準書	22	第2	5	(2)	カ	(カ)	発電設備	非常時に必要な火葬炉設備用発電容量は、どちらを正とすればよろしいでしょうか。 (要求水準書 市が被災した場合)48件 16件×3日間 (要求水準書 燃料保管設備) (要求水準書に対する質疑回答) 81件 最大9基×3回転×3日間	通常の火葬件数で3日間運転できるものとし、予備炉増設時も考慮してください。
66	要求水準書	22	第2	5	(2)	カ	(カ)	発電設備	通常の火葬件数で3日間運転とあり、「要求水準書(案)に対する質問への回答No.89」では10時から18時までの運転を想定とあります。発電設備の燃料は9時間/日×3日間の稼働を確保できる量を備蓄すれば宜しいでしょうか(発電設備の燃料使用は稼働時間に影響するため)。 また「要求水準書(案)に対する質問への回答No.89」の回答にある3日分の備蓄分(81件)+7日分の通常使用分(16件×7日)とは、火葬炉の燃料の備蓄量を示していると理解して宜しいでしょうか。	前段については、要求水準書に関する質問回答No.65をご参照ください。 後段については、要求水準書に関する質問回答No.7をご参照ください。
67	要求水準書	22	第2	5	(2)	カ	(ケ)	情報表示設備	各所と同期を取れば、電気時計でなく電波時計としてもよろしいでしょうか。	電波時計をご提案の場合は、電波の受信状況等もご勘案ください。
68	要求水準書	23	第2	5	(2)	カ	(セ)	監視カメラ設備	確認ですが、屋外防犯カメラについて「可動雲台、ワイパー」との記載がありますが、必要な範囲が監視できるよう適切なカメラ配置とすれば「可動雲台、ワイパー」を付属しなくてもよろしいでしょうか。 また、屋内防犯カメラについても、可動式との記載がありますが、台数を増やし常時監視範囲を増やす提案も可能との理解で宜しいでしょうか。	事業者の提案に委ねます。
69	要求水準書	23	第2	5	(2)	カ	(セ)	e 防犯カメラ	屋内防犯カメラは可動式との記載がありますが、可動式には限定せず、事業者の提案で要求水準を満たせば良いとの考え方でよろしいでしょうか。	事業者の提案に委ねます。

周南地区衛生施設組合新斎場整備運営事業 要求水準書に関する質問回答

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目	項目	項目名	質問の内容	回答
70	要求水準書	25	第2	5	(3)	エ	(オ)	給水設備	「本施設の運営が3日間対応可能な受水槽を設置すること。」と記載がありますが、一般的に受水槽容量の選定において1日使用水量の40～60%分の水槽容量と水質管理上の指導を受けます。水道局との事前協議済みと理解してよろしいでしょうか、ご教示願います。	事前協議での確認までは行っていません。ご提案に際し、事業者において確認して頂きたいと思っています。 なお、1日使用水量の40～60%分の水槽容量が標準であることは理解していますので、1日あたりの使用水量算定をどのように算定するのか、また、その結果に基づき幅のある(40～60%)基準に対しどの数値を採用するのかなどをご提案ください。 ※災害時は、通常時と使用水量が異なる(低くなる)と想定しています。また、節水に係る器具等のご提案も併せて行っていただくことで、上記の内容を持って「3日間の対応」として考えます。
71	要求水準書	27	第2	6	(1)	イ	(ア)	火葬重量	燃焼計算の根拠となる火葬重量は、「要求水準書 P5-第1-総則5-適用法令・基準-(2)設計基準、仕様書等」にある、「火葬場の建設・維持管理マニュアル 改定版」の記載内容(遺体75kg、柩15kg、副葬品10kg)にて計算してよろしいでしょうか。ご教示願います。	標準時の計算はご理解のとおりです。 なお、設計時において「ご遺体110kg、柩25kg、副葬品5kg」の燃焼計算書の提出をお願いします。
72	要求水準書	30	第2	6	(2)	イ		燃焼設備	当初から火葬炉9基を提案することは、加点対象にならないと理解して良いでしょうか。	ご理解のとおりです。
73	要求水準書	34	第2	6	(2)	カ	(ア)	炉前化粧扉	①数量9組とあるため、炉前化粧扉に付いては、予備炉のスペースに合わせて本事業内で予め整備するという理解で宜しいでしょうか。 ②上記の理解が正しい場合には、P38(オ)炉前操作盤(化粧扉開閉用)の数量が8基となっていますが、これは9基の誤字という理解で宜しいでしょうか。	①及び②ともに、ご理解のとおりです。 ご指摘を踏まえ、要求水準書修正版を公表しますので、当該修正内容をご確認ください。
74	要求水準書	35	第2	6	(3)	ア	(オ)	計装制御一覧表	記載されている項目で不要と思われるものの削除、または設置位置の変更は可能でしょうか。	条件を満たす上で、ご提案ください。
75	要求水準書	37	第2	6	(3)	イ	(ウ)	c 自己診断機能	火葬炉企業ごとに制御システムが異なり、自己診断の対象が異なります。 詳細は、事業者提案で宜しいでしょうか。	条件を満たす上で、ご提案ください。
76	要求水準書	37	第2	6	(3)	イ	(エ)	f(c) 運転状態表示機能	火葬炉企業ごとに制御システムが異なり、運転状態表示の対象が異なります。 詳細は、事業者提案で宜しいでしょうか。	条件を満たす上で、ご提案ください。
77	要求水準書	37	第2	6	(3)	イ	(エ)	中央監視制御盤	「f(c)主要機能」に「排煙濃度」、「排気筒CO・O2濃度等の表示機能」とありますが、火葬炉メーカーごとに制御システムが異なることから、記載内容は参考例と考えてよろしいでしょうか。排煙濃度及びCO・O2濃度計を制御に利用しないシステムであり、かつ排ガス対策に支障がない場合は、事業者の判断で設置しなくてもよろしいでしょうか。ご教示願います。	条件を満たす上で、ご提案ください。

周南地区衛生施設組合新斎場整備運営事業 要求水準書に関する質問回答

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目	項目	項目名	質問の内容	回答
78	要求水準	38	第2	6	(3)	イ	(カ)	計装制御装置	確認ですが、計装制御機器は、(カ)火葬炉設備の安定した運転及び制御に必要な装置及び計器等を設けると有りますので、この条件を満たせば、計装制御一覧表や機器仕様の記載に関わらず、弊社独自仕様の提案で良いと解釈していますが、如何でしょうか。	条件を満たす上で、ご提案ください。
79	要求水準書	38	第2	7	(1)	ア	(ア)	インターネットによる予約受付	「インターネットによる予約受付の対象諸室」として、「火葬炉・待合室・多目的室」、「安置室については、…電話を受けて入力」とございますが、「P66 4 予約受付業務 ア」には「予約システムを使用し、火葬炉・待合室・多目的室・安置室の予約管理」とございます。「安置室」の予約対応は、どちらが正しいでしょうか。	安置室については、システム上で予約管理を行うために、事業者が電話を受けて直接予約の入力をしてください。
80	要求水準書	39	第2	7	(1)	ア	(エ)	予約・運営支援システム整備要件	事業者が電話を受けて入力できるものとありますが、受付時間は開場時間内との理解でよろしいのでしょうか。	ご理解のとおりです。
81	要求水準書	39	第2	7	(1)	ア	(カ)	予約の受付	無断キャンセルの監視が出来ることとありますが、葬祭業者毎に無断キャンセルの回数を確認出来れば宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
82	要求水準書	39	第2	7	(1)	ア	(キ)	予約の受付	書類のダウンロードについて、「EXCEL」・「PDF」等ダウンロード書式の指定はありますでしょうか。	Excel、Word、PDFのいずれかであれば、事業者の提案に委ねます。
83	要求水準書	39	第2	7	(1)	イ	(イ)	運営の支援	取骨の案内について、待合室等へのシステムによる自動音声案内は必要でしょうか。	事業者の提案に委ねます。
84	要求水準書	40	第2	7	(3)	ウ	(ア)	その他	各種データの蓄積について、稼働後何年程度のデータ蓄積が必要でしょうか。	全事業期間のデータ蓄積が必要です。
85	要求水準書	41	第3	3	(1)			業務の対象	「…開発行為に関しては、関係機関と協議・確認の上、提案すること。」と記載がありますが、当案件は、開発行為にあたりと理解すればよろしいでしょうか、ご教示願います。	関係機関と協議確認の上、ご提案願います。
86	要求水準書	44	第3	4	(5)	ア	(ア)	建設工事	「事業者は工事現場に工事記録を常に整備すること。」と記載がありますが、安全日誌記録(日常作業内容記録)を代用してもよろしいでしょうか、ご教示願います。	内容の具体については、特定された事業者との協議によりますが、一般的には「月日・曜日・天候・気温・作業内容等」を記録された書類と考えています。
87	要求水準書	45	第3	4	(6)	ア	(イ)	火葬炉の性能試験	火葬炉の性能試験は、基本契約書(案)P18～20に記載の通り、供用開始後14日以内に実火葬にて排ガス等の測定を実施し、「要求水準書P48-7-(2)公害防止に係る基準」に示される「ア 排ガスに係る基準」、「イ 悪臭に係る基準」、「ウ 騒音に係る基準」を達成することで性能確認を行うという理解でよろしいでしょうか。また、その場合、8基全炉の測定(計8測定)を行うという理解でよろしいでしょうか。ご教示願います。	ご理解のとおりです。

周南地区衛生施設組合新斎場整備運営事業 要求水準書に関する質問回答

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目	項目	項目名	質問の内容	回答
88	要求水準書	47	第3	5				備品等整備業務	事業期間に行政指導などがあった場合の備品(例:感染症等対策でアクリル板設置)は、事業者負担でしょうか。	ご指摘のような事象が発生した場合は、個別に協議するものとします。
89	要求水準書	47	第3	5	ア			備品等整備業務	「事業者は、本事業の維持管理・運営に必要と考えられる備品等を提案し、その設置及び整備を建設期間中に実施すること。」と記載がありますが、備品リストのご提示はないのでしょうか、また備品の所有権は、貴市でしょうか、SPCでしょうか、ご教示願います。	前段については、建物と併せて所有権を移転してもらおうことを考えています。また、上記にあたり、什器・備品へ管理番号のラベル付け、管理台帳の作成をお願いします。 後段については、備品は組合の所有となります。
90	要求水準書	48	第3	7	(2)			公害防止に係る基準	事業契約書(案)第52条においては、排ガスについては毎年2回、悪臭、騒音、振動の測定は毎年1回とあります。夏季・冬季の年2回実施するのは排ガスのみという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
91	要求水準書	48	第3	7	(2)			公害防止に係る基準	「運用期間においても定期的(夏季・冬季/年)かつ、炉の半数を隔年のローテーションで検査を行うこと。」とあります。これは、1年目に1、2、3、4号炉の排ガス測定を夏季・冬季の2回(計8測定)と悪臭・騒音・振動の測定を1回行い、2年目には5、6、7、8号炉の排ガス測定を夏季・冬季の2回(計8測定)と悪臭・騒音・振動の測定を1回行う(以降3年目以降も同様に)という理解でよろしいでしょうか。ご教示願います。	ご理解のとおりです。
92	要求水準書	49	第3	7	(2)	イ	(ア)	悪臭に係る基準	特定悪臭物質に関する規制基準は、「火葬場の建設・維持管理マニュアル改訂新版」及び関係法令に基づき、敷地境界での基準と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
93	要求水準書	50	第3	10				所有権移転業務	「…組合にて建物の登記を行う。事業者はこれに必要な支援をすること。」となっておりますが、必要な支援とは具体的に何か教えていただけますでしょうか。	図面や面積に関する資料等を想定しています。
94	要求水準書	51	第4	2				用語の定義	「保守」の欄にある「建築物等」には、火葬炉設備も含まれるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
95	要求水準書	54	第4	3	(6)	ア	(ア)	提出書類	維持管理業務報告書(四半期)と、入札説明書P26の4(3)に記載のある四半期業務報告書とは同じものでしょうか。同じである場合提出期限に齟齬がありますので、統一をお願いします。	入札説明書(P26) 4(3)の四半期業務報告書は、維持管理業務報告書(四半期)及び運営業務報告書(四半期)を示します。
96	要求水準書	54	第4	3	(6)	ア	(ア)	提出書類	翌月の5日までとは、5営業日との認識でよろしいでしょうか。また、運営業務報告書(月報)と同様、10日(10営業日)までとして頂けませんでしょうか。	「翌月の10日」までとします。 要求水準書修正版を公表しますので、当該修正内容をご確認ください。
97	要求水準書	54	第4	3	(6)	ア	(ア)	提出書類	提出書類のうち、維持管理業務月報は翌月の5日までに提出することとなっておりますが、年始や大型連休等で期日までの提出が困難な場合は一定の猶予を頂けるという理解でよろしいでしょうか。	要求水準書に関する質問回答No.96をご参照ください。

周南地区衛生施設組合新斎場整備運営事業 要求水準書に関する質問回答

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目	項目	項目名	質問の内容	回答
98	要求水準書	57	第4	4				建築物保守管理業務	本施設は「建築基準法」における定期報告制度の対象となる「特定建築物」に該当するとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
99	要求水準	58	第4	6	(1)	ウ			「第3の6 環境保全対策業務」と有りますが、第3の7で良いでしょうか。	ご理解のとおりです。ご指摘を踏まえ、要求水準書修正版を公表しますので、当該修正内容をご確認ください。
100	要求水準書	60	第4	10		カ		備品等管理業務	要求水準書P47 5 備品等整備業務に、作成する備品台帳にはリース品も含むという記載がありますが、リース品の場合は、金額(単価)の記載は不要との理解でよろしいでしょうか。	リース方式により調達する各種備品についても、金額(単価)の記載は必要となります。
101	要求水準書	60	第4	10		キ		備品等管理業務	AEDについて毎日点検を実施することとされていますが、休場日を除く毎日という理解でよろしいでしょうか。また、点検は外観目視による確認を行い、チェックシートに記録する程度の内容で差し支えないでしょうか。	前段については、ご理解のとおりです。後段については、事業者の提案に委ねます。
102	要求水準書	60	第4	12	ウ			残骨灰、集じん灰の管理及び処理業務	ダイオキシン類濃度の定期検査は集じん灰のみが対象で、残骨灰については対象外との理解で宜しいでしょうか。	残骨灰も対象とお考えください。
103	要求水準書	62	第4	13	(2)	オ		引継ぎに関する協議及び支援	「事業期間終了後1年間について、維持管理企業が連絡窓口となり、…」とありますが、維持管理企業とは「建築物保守管理業務」「建築設備保守管理業務」「火葬炉保守管理業務」を担当する企業のいずれかの企業、との理解でよろしいでしょうか。	事業契約書(案)第1条第1項第3号に規定する維持管理企業です。
104	要求水準書	64	第5	2	(3)	イ		運営業務報告書(月報)	翌月の10日までに提出とは、10営業日という認識でよろしいでしょうか。	10営業日ではなく、原則として10日までとします。
105	要求水準書	65	第5	3	(1)			開場時間及び休場日	月1日の休場日は、毎年度前に組合と協議の上定めるとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
106	要求水準書	65	第5	3	(1)			開場時間及び休場日	10時から18時とは、16時の火葬受付があるとの認識でよろしいでしょうか。	事業者の判断に委ねます。
107	要求水準書	65	第5	3	(1)			開場時間及び休場日	休場日や開場時間を事業者の提案で変更することは不可能で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
108	要求水準書	65	第5	3	(1)			開場時間及び休場日	多目的室にて簡易な葬送等を行う場合、会葬者の宿泊は無いと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
109	要求水準書	66	第5	3	(3)			火葬件数	病院検体遺体の火葬件数のデータがあれば開示下さい(検体遺体の火葬は通常の火葬よりも炉の傷みが大きいため)。	病院検体遺体の火葬件数のデータはありません。
110	要求水準書	66	第5	4	ア			予約受付業務	安置室の予約については、葬祭事業者による電話予約の内容を、事業者が予約システムに入力・管理するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
111	要求水準書	66	第5	4	ア			安置室の予約	安置室の利用者の想定をご教示ください。福祉葬や身元不明者等の利用を想定すれば宜しいでしょうか。それとも、多目的室で葬送を行う場合の一時保管を目的としているとの理解で宜しいでしょうか。	主に福祉葬や身元不明者等の利用を想定していますが、一般の方も使用可とします。

周南地区衛生施設組合新斎場整備運営事業 要求水準書に関する質問回答

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目	項目	項目名	質問の内容	回答
112	要求水準書	66	第5	4	ア			予約受付業務	予約受付は、葬祭業者のほかに個人での申し込みも受け付けますか。	個人受付は関係市窓口にて対応します。
113	要求水準書	66	第5	4	ア			多目的室の予約	1日の予約数上限や予約枠(午前〇時と午後〇時等)、利用時間(1回1時間 等)について、貴組合が想定する条件をお示しください。	午前、午後各1回の1日2件を想定しています。
114	要求水準書	66	第5	4	ア			多目的室の予約	多目的の予約について、1日の予約件数を想定していますか。	要求水準書に関する質問回答No.113を参照ください。
115	要求水準書	66	第5	4	ア			安置室の予約	安置室の予約について、24時間以内など時間の制約は設けますか。	1回につき24時間以内を想定しています。
116	要求水準書	68	第5	8	ス			想定火葬件数	提案した想定火葬件数とは何を示すのでしょうか。様式9-8に想定火葬件数が示されておりますが、この件数を示すのでしょうか。	ご理解のとおりです。
117	要求水準書	68	第5	9	ア			待合室関連業務	給茶用具等の設備貸与とは、貸館業務であり利用者がセルフサービスを行うとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
118	要求水準書	68	第5	9	ア			待合室関連業務	給茶用具等の設備貸与のみで、茶葉の提供は業務外という理解で宜しいでしょうか。	茶葉の提供は業務に含みます。
119	要求水準書	68	第5	9	イ			待合室関連業務	ごみは葬祭業者が持ち帰ることとありますが、葬祭業者が同行しない場合は、利用者自身が持ち帰るとの理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。 葬祭業者には、このことを周知させてください。
120	要求水準書	68	第5	10				自販機等運営業務	事業者による物品販売は自販機に限るのでしょうか。福祉連合会が売店で扱わない飲食以外の品目、例えば葬祭用品等を事務室等で販売することは可能でしょうか。	事業者による自販機以外の物品販売については、協議のうえ、可とする予定です。
121	要求水準書	68	第5	10	ア			自販機等運営業務	売店販売品と重複は可能との認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
122	要求水準書	68	第5	10	ア			自販機等運営業務	「事業者は、飲料・菓子等を提供する自動販売機の設置を可とする。」とありますが、P7の「9 売店運営業務」記載の、組合から下松市母子寡婦福祉連合会に委託実施させる業務に「ア 本施設内に設置する売店及び自販機の運営・維持管理に関すること」とあります。自動販売機の設置・運営は、本事業の事業者と下松市母子寡婦福祉連合会の2者が各々実施するとの理解で宜しいでしょうか。その場合、自販機スペースには下松市母子寡婦福祉連合会が設置する分のスペースを確保するとの理解で宜しいでしょうか。	要求水準書に関する質問回答No.23をご参照ください。
123	要求水準書	68	第5	10	ウ			販売価格	現在の売店の販売品目と販売価格(いずれも自販機含む)をご教示下さい。	販売品目は、要求水準書 資料10「売店販売品目(予定)」をご覧ください。

周南地区衛生施設組合新斎場整備運営事業 要求水準書に関する質問回答

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目	項目	項目名	質問の内容	回答
124	要求水準書	68	第5	11				公金収納代行業務	使用料の入金については、要求水準書(案)に対する質問への回答No.168の回答の通り、納付書は貴組合より発行され、納付に際しては事業者に送金手数料等の費用は発生しないという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
125	要求水準書	68	第5	11	ア			公金収納代行業務	「条例により定めた使用料を徴収すること」とありますが、使用料を徴収するのは「火葬(待合室利用含む)」「多目的室利用」「霊安室利用」の場合との理解で宜しいでしょうか。また、「火葬」については、構成3市(下松・光・周南)については無料との理解で宜しいでしょうか。	入札説明書に関する質問回答No.1及びNo.3をご参照ください。
126	要求水準書	68	第5	11	ウ			公金収納代行業務	公金収納代行業務を第三者に委託することはできないとありますが、運營業務を担うSPCの株主たる構成企業に委託して本業務を実施することは可能、との理解でよろしいでしょうか。	公金収納代行業務委託契約は、SPCと締結するものとします。
127	要求水準書	11 25	第2	1 5	(5) (3)	エ	(キ)	インフラ設備 排水設備	「下水道:下水は…ポンプ圧送か、または自然流下式合併処理浄化槽を整備するか、事業者の提案による」と記載があり、「…基本的に自然流下式の合併処理浄化槽を整備」と記載があります。合併処理浄化槽を設置することが条件と理解してよろしいでしょうか、ご教示願います。	「事業者の提案による」としておりますので、窓口協議にて確認していただき、最適となる方式をご提案していただきたいと考えています。
128	要求水準書	資料5						敷地現況資料	資料5 P1で赤点線で囲まれていない、既存躯体の「①～⑧通り×F～I通り」は、コンクリートの土間及び地中梁等の基礎が残置されていると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
129	要求水準書	資料5						敷地現況資料	既存地下躯体のごみピットは深い場所でGL-8m程度の深さが想定されます。新築建物に干渉しない既存躯体は残置を可能と出来ないでしょうか。	既存躯体は、すべて撤去としてください。
130	要求水準書	資料5						敷地現況資料	資料5 P4「解体範囲配置平面図」において倉庫、油庫、電気室、灯油ストレージタンク、汚水蒸発装置150tタンク等の地下構造物は全て無いものと考えてよろしいでしょうか。資料がない場合、入札各グループの前提条件を統一するため、積算対象外とし、事前調査等で新たに既存基礎等が判明した場合は追加費用の対象とさせていただきます。ある場合は詳細資料の提示をお願いいたします。	現時点において、資料5の情報以外に確認できていません。ただし、事業契約後、速やかに事業者が確認を行っていただき、その結果のとりまとめに基づき設計期間中の早い段階で増減協議をさせていただきたいと考えています。
131	要求水準書							配布資料一覧	沿岸地域であるため、地質調査にて状況の確認を希望します。配布資料3を参加表明(5/27)より前に拝受する事をお願い出来ないでしょうか。出来ましたら配布資料4も頂けると有難いです。	原案のとおりとします。

周南地区衛生施設組合新斎場整備運営事業 要求水準書に関する質問回答

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目	項目	項目名	質問の内容	回答
132	要求水準書(案)に対する質問への回答	89						要求水準書6 第17(1)ウ 関係市が被災した場合 要求水準書26 第25(4)ア 燃料保管設備	全体の備蓄燃料は①災害時使用量(3日分)②通常使用量(7日分)③非常電源用備蓄量(3日分)と考えておりますが、①災害時使用量の表現に違いがございます。 (要求水準書 市が被災した場合)48件 16件×3日間 (要求水準書 燃料保管設備) (要求水準書に対する質疑回答) 81件 最大9基×3回転×3日間 どの件数を正とすればよろしいでしょうか。	要求水準書に関する質問回答No.7を参照ください。
133	現地視察								隣地西側の隣接敷地内に水路があり、敷地内の排水を放流してありました。引き続き放流可能でしょうか。水路の所有者はどちらになるでしょうか。	放流は不可です。
134									調整池、電波障害、開発許可手続きにおいて、「関係機関と協議・確認の上、提案してください」との回答がありましたが、公平性を保つため、応募者により、同一協議に対する回答が異なるようなことのないよう関係機関との調整を望みます。	ご意見を参考にさせていただきます。